【水産林務部所管分】

令和７年第３回北海道議会定例会〔予算特別委員会〕開催状況

開催年月日　令和７年９月２６日（金）
質　問　者　民主・道民連合　広田　まゆみ　委員
答　弁　者　水産林務部長、森と海の未来づくり推進監
水産林務部技監、森林海洋環境局長
森林計画担当局長、水産経営課長
森林保全担当課長、森林海洋環境課長
首席普及指導員兼林業普及担当課長

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
一　100 年先の森を守る林地開発許可について **（一）北海道森林づくり条例に基づく昨今の事例などへの見解について** なぜ、100 年先の森を守ると付けたかと言うと、もう言うまでもありませんが、北海道森林づくり条例に「100 年先を見据えた森林づくりを進めていく」と明記をしているからです。とても大切な条例であると思っています。平成 14 年のこの時代から既に、100 年先を見据えるという時間軸を持っていらっしゃるということです。一方、この現行の条例では、第５条で森林所有者、第７条で事業者に対し、責務や役割を求めていますけれども、道が実施する森林づくりや施策に協力を求めるものにとどまっております。 昨今のマスメディアやネットメディア等で、まるで北海道の森林環境の破壊が酷いことになっていると、そのような話題となっております。これまでの知事の対応のあり方を含め、北海道のこれまで木育も含めて、皆さんの進めてきた地道な森づくりの価値が失われているようで、大変忸怩たる思いがしているところでございます。 また、条例制定当時と、森林所有者の状況にも変化が見られているのではないでしょうか。 先ほども色々答弁でありましたけども、9 月 16 日の海外資本等による森林取得状況の調査結果が、林野庁により公表されておりまして、先ほどもご答弁でありましたが、12 月末現在の海外資本による森林取得状況は、3,830 ヘクタール、北海道の森林の中の 0.2%ということであります。所有者が 317 とあって、いわゆる森林経営のためではなく、資産保有や太陽光発電の利用目的が多かったというふうに受け止めています。私としては、国籍による排除は望ましくないと考えておりますが、この 100 年先を見据えた森林づくりを、道として、こうした状況の変化をどのように受け止め、今後、森林づくり条例の強化も含めてどのように対応していくか以下伺います。 道としては、新たな森林所有者が目的にかかわらず森林経営計画への参画を促すというのが、通じるのかなという疑問が少しあります。	**○　立原森林計画担当局長** 北海道の森林づくりの推進についてでありますが、道では、北海道森林づくり条例に掲げる、百年先を見据えた森林づくりに向けて、北海道森林づくり基本計画を策定し、地域の特性に応じた森林づくりを推進しており、相続や売買などにより、新たに森林を取得する方々にも、森林関係法令や制度はもとより、条例の理念や責務を理解し、適切に管理・経営していただくことが重要と考えております。 このため、道といたしましては、新たな森林所有者の方々にもわかりやすく各種森林関連制度や条例の周知を図るほか、近隣の森林を含め一体的かつ効率的に森林整備や管理を行うことができる森林経営計画への参画を促してまいります。 また、条例や計画につきましては、現状や取り巻く情勢の変化等を踏まえ、定期的に点検し、必要に応じて見直しを行うこととしており、今後も引き続き、こうした取組や点検作業を行いながら、北海道にふさわしい森林づくりを進めてまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（二）林地開発許可のあり方について ９月１８日の新聞報道によりますと、釧路市北斗における太陽光発電設備の建設において、適正な届け出がなされていないことが発覚しました。 皆さんが質問しておりますので、繰り返しになりますが、こういう事案をどのように受け止め、現在の法制度の課題をどのように認識し、今後どのように対応していく考えが伺います。 併せて、林地開発許可について、広域自治体の道として果たすべき今後の役割について、また、市町村との役割分担や、通報制度などの創設も含めてどのように考えているか見解を伺います。 道として現行法制度に基づき、可能な限りのことを丁寧にやられてこられたと思いますけれども、その業務に関する手引き改正であるとか事務処理要領を丁寧に見直すという対応では、今こういう状況になっている中で北海道の森林の価値を守るという意味でインパクトに欠け、危機管理としてちょっと不足しているのではないかなと思います。	**○　渡部森林保全担当課長** 事案の受け止めなどについてでありますが、釧路市などで発生した事案につきましては、事業者が森林を開発する際に、市町村へ提出した伐採届を上回る、林地開発許可が必要な面積の開発が、許可なく行われたものであり、事業者が関係法令を正しく理解し、確実に必要な行政手続きが行われるよう周知を徹底することや、法令違反を未然に防ぐための抑止力を高めることが必要と考えております。 このため、道では、伐採届出制度や林地開発許可制度をはじめ、関係法令について多言語を含め、分かりやすくホームページ等で広く周知を図るとともに、国に対し、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望しているところでございます。 違反行為を未然に防止するためには、道が林地開発許可制度を厳正に運用することはもとより、市町村における伐採届制度の適切な運用が重要でありますことから、現地確認をはじめ、道との情報共有や連携した対応など、市町村職員が伐採届業務を適正に処理できるよう、道が作成している森林計画業務に関する手引きの改正を行うこととしております。 また、公益通報制度に基づき設置している受付窓口を活用し、森林法違反に関して通報があった場合は、通報事実について必要な調査を行い、違反事実があると認められるときは、法令に基づく措置をとることとしております。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（三）林地開発条例の制定などについて 林地開発条例も含めて新たな道独自の規制について伺っていきたいと思いますが、例えば、鳥取県では林地開発条例を定め森林法に規定されていない指導監督、命令等の手法・手順、開発許可の基準及び開発許可の申請から開発行為の完了までの事務手続きを定めることにより、開発行為に伴う災害の防止及び開発行為の適正な実施を図っていくということです。 事務手続きを定めているので道も同じことをやっているということなのかもしれませんが、私としては、やはり条例の制定ということも含めて１００年先の森を守るために、道独自の規制強化をどのように図っていくのか伺います。 道では、中央政府に対し監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう要望していくということでありますけれども、基本的にこれは自治事務なので、道としてより主体的な対応が必要であると思います。 また、個人情報保護の観点から、事業者の不利益につながることは公表できないという道としての見解があるとこれまでの議会答弁で承知していますが、地方自治法に基づけば地方公共団体第一に優先すべきは住民福祉の向上であるので、北海道の価値である森林をはじめとする自然環境が損なわれる事案の通報制度や情報開示のあり方などについて包括的な検討が必要だと考えますので知事にも見解を伺いたいと思います。 また、繰り返しになりますが事務処理要領の改善では北海道の自然環境や１００年先の森を守るという意思を示すことはインパクトに欠けます。 現場としては現行法制度でできる対応を可能な限りされてきたと思いますがやはり限界があります、改めて道独自の条例制定なども含め知事がどう対応されるのか見解を伺いたいと思いますので、取り扱いをお願いしたいと思います。	**○　岡嶋水産林務部長** 規制の強化についてでございますが、無秩序な林地開発行為を抑止するためには、事業者等に対する関係法令の周知や違反事案の早期把握はもとより、悪質な事業者に対しては実効性の高い対応が必要でございます。 このため、道では、関係法令について広く周知を図るほか、法令の中でできることを徹底して行うため、職員が体系的な指導を着実に行うことができるよう、道の運用手続きの見直しを進めるとともに、抑止力を高めるため、国に対し、林地開発に係る監督処分に従わない者の氏名等を公表できるよう、関係法令等の整備について要望しているところであり、今後、再生可能エネルギーと森林環境の更なる地域共生に向け、国が設置した関係省庁連絡会議の動向等も注視をし、必要な対応を働きかけるなど、森林の公益的機能の維持・保全を図り、１００年先を見据えた森林づくりを進めてまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
二　自伐型林業について 次に自伐型林業について伺っていきたいと思います。 日本の林業は、長年にわたり、外材との価格競争、木材価格の低迷、そして林業従事者の高齢化と減少という課題に直面してきました。 北海道においても、林業労働者は、令和元年度で 4,269 人と横ばいで推移をしていまして、平成 20 年度の統計においてさえ、道内の森林所有者の約 75%が 51 歳以上であり、今後、森林の管理や継承が大きな問題となることが懸念されます。 その解決策の一つ、一助として自伐型林業について質問したいと思います。	
（一）　自伐型林業について **１　北海道の森林資源を活かす新たな視点の必要性について** 道としては、広大な森林資源を背景に、近年では、ICT を活用したスマート林業の構築や、広葉樹資源の育成や有効活用、そして、林業人材の育成などについて力を入れていることは承知をしていますが、私としては、大規模な林業事業者や森林組合への支援だけではなく、地域住民や移住者などだれもが主体的に森づくりに関わることを後押しするために、小規模ながら、水源涵養や土砂災害防止に有効だとされる自伐型林業についても、北海道の森づくり計画に、多様な森林経営の選択肢として明確に位置づけるべきと考えますが、自伐型林業の必要性についての認識と、道内の自伐型林業の現状と課題をどのように把握しているか伺います。	**○　外岡首席普及指導員兼林業普及担当課長** 自伐型林業の必要性などについてでございますが、道では、森林づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、10 年を１期とし、５年ごとに北海道森林づくり基本計画を策定しているところでございます。 道としましては、森林所有者など自ら森林を整備・管理する、いわゆる自伐型林業につきましては、地域の森林づくりを担う多様な林業経営体の一つとして認識しており、以前より、森林を所有する農業者の方々等により、実践されてきたところでございます。 また、自伐型林業を実践するには、森林・林業に関する基礎的な知見や、伐採や作業路の開設などの技術・経験が必要であること、単独での機械操作や伐採時等の安全性の確保が必要であることなどの課題があると考えているところでございます。
２　若者の林業参入の支援策について 次に、若者の林業参入の支援策としての自伐型林業の支援について伺いたいと思います。 先ほど申し上げましたが、林業従事者の高齢化と後継者不足は、深刻な課題です。自伐型林業は、初期投資が比較的少なく、いわゆるマルチワーク含めて、自分のペースで働けるため、若者や新規就業者が、林業に参入しやすいという利点があります。 道内でも、函館市や池田町のように行政が積極的にこの自伐型林業の普及を推進する自治体も、基礎自治体では出てきました。北海道自伐型林業推進協議会のアンケートによると、実践者の年代は 40 代が最も多く、地域おこし協力隊として移住してきた人や、元美容師など、多様な経歴を持つ人が森を守る担い手として参入しています。 私としては、地域おこし協力隊制度などの活用も含めて、この自伐型林業を、若者の定住促進や、山村地域及び林業の活性化につなげるべきと考えますが、今後、どのように取り組むべきと考えるか伺います。	**○　外岡首席普及指導員兼林業普及担当課長** 若者の林業参入の支援策でございますが、本道では、林業従事者の高齢化が進む一方で、自伐型林業に関する民間団体による研修への参加や、地域おこし協力隊での活動をきっかけに、若者が林業に興味を持ち、地域の森林づくりに参入する事例もみられるところでございます。 このため、道としましては、こうした新たに林業を志す方々に対し、市町村と連携しながら、林業普及指導活動の一環として、森林・林業に関する基礎的な知識・技術の普及に努めますとともに、森林整備や機材購入などに係る助成制度の情報提供を行うほか、関係団体と連携し、チェーンソー等の操作等の資格取得や安全作業に関する研修の受講を促すなど、林業に参入を希望する若者が地域に定着し、安心して森林作業に従事できるよう支援してまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（二）　仮称「山林バンク」と半林半Ｘの推進などについて 次に、仮称「山林バンク」と半林半Ｘの推進などについて伺いたいと思います。 林業の町として知られる鳥取県智頭町、私は個人的に森のようちえんの制度化なども全国でもいち早く実現している、大変興味を持って調べている自治体でもありますけれども、山林を所有していない若者や移住者向けに、私有林などを登録する「山林バンク」を整備し、施業地の斡旋を行っています。 自伐型林業は、既存の林業経営体と競合するのではなく、手入れが行きとどかなくなった小規模な私有林や、地形的に大規模機械が導入しにくい場所で、互いにその役割を補完しあうような関係を築くことができるというふうに私は考えておりますので、仮称ですが「山林バンク」の創設を含めた仕組みづくりについて、道としての見解をうかがいます。 あわせて、林業大学校においても、自伐型林業などを含む、いわゆる、幅広い森林関連産業の観点からの人材育成の選択肢も設けるべきと考えますが、見解をうかがいます。	**○　外岡首席普及指導員兼林業普及担当課長** 「山林バンク」の創設を含めた仕組みづくり等についてでございますが、道外の一部自治体においては、自伐型林業家と森林所有者をマッチングする取組が、地域の実情に応じて進められていると承知しています。 一方、道では現在、市町村等と連携し、手入れが行き届かない森林について、平成 31 年に国が創設した森林経営管理制度を活用し、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、間伐などを地域の経営体へ再委託する取組を進めているところでございます。 道としましては、この制度における森林管理の受け手として、様々な林業経営体が参入し、地域の実情に応じた森林の整備が進みますよう、市町村が実施する経営管理の仕組みづくりを支援してまいります。 また、北森カレッジにおきましては、現場作業を安全かつ的確に行う技術と、企業などの中核を担うための知識を身につけるため、幅広い知見を有する外部講師の方々による講義を実施しており、引き続き、自伐型林業に対応することのできる実践力のある人材を育成してまいります。
（三）モデル事業の導入と普及啓発について 自伐型林業のモデル事業の導入と普及啓発について伺います。 自伐型林業の推進は、私としては北海道森林づくり条例に掲げられた道民との協働の新たなステージとして、育樹や植樹を超えた新たなステージとして、また緑の木育の実践例、発展例としても大きな価値があると考えています。 自伐型林業の有用性や可能性を道民のみなさんに広く知ってもらい、北海道の森を主体的に守る人たちやその応援団を増やしていくために、この成功事例をこれまで以上に広く知ってもらうことが重要だと考えます。 ぜひ、道内における自伐型林業の先進事例の紹介をはじめ、道自らが主体となって、適切なエリアを選定し、いわゆる皆伐ではない、多伐型の自伐型林業のモデル事業を実施し、その成果を公開することで、北海道における自伐型林業の普及を図るべきと考えますが見解を伺います。 **【指摘】** 指摘ということですけども、自伐型林業を含む多様な主体の育成、適切な役割分担により林業の活性化、また多面的機能を発揮する森林づくりを進めて行くというご答弁だったと思いますが、現実として、現行の支援制度、補助制度は従来型の大規模施業や、皆伐再造林を前提とした枠組が重点となっておりますので、ぜひ再検討も必要であるということを指摘をして終わりたいと思います。	**○　土屋森林海洋環境局長** 今後の普及啓発についてでございますが、森林の有する多面的機能を持続的に発揮する森林づくりを進めるためには、森林組合はもとより、自伐型林業に取り組む方々や、NPO 等の多様な林業経営体が活躍できるよう、地域の実情に応じて支援するとともに、様々な活動事例を広く周知することが重要と考えております。 このため、道といたしましては、小規模できめ細かな作業を特徴とする自伐型林業を実践する方々が、その強みを活かすことができるよう、森林経営管理制度への参入を促すとともに、林業普及指導活動をつうじて、基礎的な技術・知識の普及や、安全な作業の指導に努めるほか、道のホームページにおきまして、自伐型林業に取り組む人材の育成に森林環境譲与税を活用した函館市の事例を紹介するなど、多様な主体の育成と適切な役割分担により、山村地域における林業の活性化に努めてまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
三　漁業経営体の育成・人材確保について **（一）新規漁業就業者数の推移などについて** 次に漁業経営体の育成・人材確保などについて伺ってまいります。まず、新規漁業就業者数の推移などについて伺いますが、道として、新規漁業就業者数の目標値を 180 人と設定していますが、令和６年度の状況はどのようになっているのか、伺います。 また、新規就業者数は、R3 年度 144 名、R4 年度 128 名、R5 年度は 138 名と、復調を見せているものの、この状況を重く受け止めて、目標値を従来の 260 名から、180 名に下方修正したというように受け止められることがちょっと気になりました。 令和６年度の事務事業評価によると、新規就業者数の減少の要因として、コロナ禍をあげているが、果たしてそれだけなのか。目標到達するか否かよりも、その分析が重要になるというふうに思います。全ての産業人材が不足している北海道ではありますが、新規漁業就業者の減少の要因について、所見を伺います。	**○　住岡水産経営課長** 新規就業者の状況などについてでありますが、道が毎年実施している「新規漁業就業者に関する調査」では、10 年前の平成 26 年度は 251 人でありましたが、令和６年度は 121 人となっております。 こうした就業者の減少の要因といたしましては、本道では、全国を上回るスピードで少子高齢化が進み、若年労働力人口の減少により、多くの業種において人手不足が深刻化している中、漁業においては、収入が水揚げに左右されることや、様々な天候条件の中で行う海上での作業など、厳しい労働環境にあることなどから、人材の確保が難しい状況にありますほか、新規就業者の一定数が短期間で離職していることや、後継者のいない経営体が増加していることも一因と考えているところであります。
（二）漁業研修や就業支援などの取り組みの強化について こういう厳しい環境の中ですけれども、漁業研修や就業支援などの取組の強化について伺っていきたいと思います。 これまで、道として、北海道漁業就業支援協議会と連携して、道内外への就業情報の発信や、フェア、そしてセミナーなどの開催に努めてきたと承知をしていますが、長期研修の受入実績や、研修後に実際に就業する割合なども含め、これまでの取り組みの成果と課題について伺います。 また、現在、公式サイトの中に、PDF ファイルで先輩漁業就業者の紹介が掲載されているのは拝見しました。中身は良いんですけれども、そこまではなかなか見に行かないと思うんですね、で、今後、SNS などの発信によって、就業した人のストーリーがわかるような動画の発信など若い世代へ届くような発信なども必要だと考えますが、今後どのように取り組みを強化していく考えか伺います。	**○　住岡水産経営課長** 取組の成果などについてでありますが、道では、毎年、北海道漁業就業支援協議会と連携し、就業を希望する方と漁業者とのマッチングを行う「漁業就業支援フェア」を開催しており、フェアでマッチングした漁業者のもと１年から３年の間、漁労技術や知識を習得する長期研修に臨んだ方は、令和２年度から６年度までの直近５年間で 56 人となっており、これまで研修を修了した方は 30 人、うち８割を超える 25 人が新規に漁業に就業し、定置網漁業や昆布漁業に従事するなど漁業の現場で活躍しており、フェアの開催は担い手の確保に大きな役割を果たしています。 一方、新規就業者の一定数が、体力的な厳しさに加え、自分のイメージしていた仕事と実際の仕事が異なることなどを理由に短期間で離職しており、離職防止に向けた取組が課題となっています。 こうした状況を踏まえ道では、フェア来場者数の増加を図るため、引き続き SNS を活用し情報を積極的に発信することとしており、今年度は、新たにフェアの開催に関するウェブ広告を強化してまいります。 また、新規就業者の離職防止に向け、就業希望者が、フェアへの参加により就業した先輩漁業者と仕事や生活などについて、直接対話ができるセミナーや、新規就業者を受け入れる漁業者を対象とした、働きやすい職場づくりと指導力の向上を図る講習会の開催により、就業者が意欲を持って働くことができる環境づくりを進めるなど漁業人材の確保・育成に向け、就業から定着までの一連の対策を進めてまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（三）道立漁業研修所について 次に、道立漁業研修所について伺いたいと思います。 北海道立漁業研修所は、北海道庁直営の施設であり、いわば漁師専門の職業訓練校または予備校として、平成９年度の開所以降、多くの修了生が、水産王国北海道でプロの漁師として活躍しているとのことですが、直近の研修終了生の実績などについて伺います。 また、道職員のうち浜事情に精通する方が教官として研修生あてに講義を行うほか、ロープワーク、網仕立て、潜水士免許、無線免許、船舶免許等、より高度な技能や専門資格取得のために外部講師を招くなど、漁業就業者の育成支援に努めているそうですが、ブルーカーボンなど新たな視点も含め今後の漁業人材の確保のための課題認識について伺うとともに、今後どのように対応していく考えか伺います。	**○　住岡水産経営課長** 漁業研修所における研修実績などについてでありますが、直近５カ年の研修修了生は、令和２年度 95 人、３年度 95 人、４年度 113 人、５年度 79 人、６年度 69 人となっており、研修修了者は全員が即戦力として漁業に就業しているところでございます。 道としては、研修生に対し、海洋環境の変化や就業者の減少・高齢化など漁業を取り巻く社会情勢に対応する知識を学んでもらうことが重要と考えており、漁業の基礎知識の習得や資格取得に加え、二酸化炭素吸収源対策として注目されるブルーカーボンや、計画的生産が可能なサケ・マス類の海面養殖、漁業の省力化・効率化を図るスマート水産業について、講義を行っており、引き続き、漁業環境、社会情勢の変化に対応した漁業人材の育成を進めるため、研修内容の充実に努めてまいります。
（四）魚食の普及や漁業体験などについて これまでのお話の中で、道の企画する研修ですとか、この研修所に来る方は、意識高い系というか、かなり思いがあって、そもそも参加している方が多いと言うことがわかりました。一方で、魚食の普及や漁業体験などについて伺いたいと思いますが、、今、あまり水産業に関心が無い方、中長期的な取り組みにはなりますが、将来の担い手を育成するという観点から、従来の今までの様な就業希望者への情報発信だけではなく、魚食の普及や、漁業体験などについて、漁業の現場と一体となって、より体系的により積極的に進めていく必要があると考えます。 これまでも取り組みはあったことは承知をしていますが、単発のイベントであったり、現場が必ずしもウエルカムではなかったっていう印象があります。 グリーンツーリズム推進の動きと比べて、取り組みが遅れてきましたし、比較して悪いかもしれませんが、木育と比較しても、魚食の普及や漁業体験は、取り組みが弱い、ハードルが高い印象がありました。 水産業特有の課題があるかと思いますが、農業においても、農業者と消費者、旅行者の間で通訳できる第三者としての民間団体や NPO との協働がありました。 新規就業者の減少という危機的状況を重く受け止め、魚食の普及や漁業体験など、民間団体などとも連携して、より取り組みを強化する必要があると考えますが、見解を伺います。	**○　藤田水産林務部技監** 魚食普及や漁業体験などについてでございますが、漁業就業者が減少する中、担い手の確保に向けては、裾野を拡げるためより多くの方々に漁業や水産物の魅力を知ってもらうことも必要だと考えております。 このため、道では、漁協青年部や女性部、道が認定した地域の指導的役割を担う漁業士の皆さんと連携し、安全面にも十分に配慮しながら、小学生から高校生など幅広い方々を対象に漁業体験や調理実習などの出前授業を行っており、令和６年度におきましては、サケ稚魚の放流や、ホッケの網外し、ウニ採り体験、漁業に関する講義など、70 件を超える授業を実施したところでございます。 道としましては、引き続き、こうした取組を積極的に進めるとともに、道と関係機関や民間団体等が構成している「北海道農泊推進ネットワーク会議」において、農山漁村で食や体験等を楽しむ滞在型旅行を推進するなど、今後も、本道の漁業を支える人材の確保・育成につながるよう、次世代を担う子供たちをはじめとする多くの方々が水産業に関する理解を深める取組を進めてまいります。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
四　ブルーカーボンなどについて ブルーカーボンの推進について伺います。 **（一）ブルーカーボン推進の現状と課題について** まず、現状と課題ですが、日本のブルーカーボンは、アマモなどの海草、コンブ、ワカメなどの海藻の藻場の保全と再生が基本となります。 日本政府は、2024 年２月に、世界で初めてブルーカーボンによる二酸化炭素吸収量を算定し、その方法を公開し、世界各国の温室効果ガスの排出量や吸収量の目録、いわゆる温室効果ガスインベントリに反映させるべく、世界で初めて、国連条約事務局に提出したと承知をしています。 海に四方を囲まれた広大な北海道は、藻場の面積としては、日本全体の約３割となりますが、北海道の藻場や干潟の炭素貯留量の算定はどのように進んでいるのか伺います。 また、ゼロカーボン北海道に貢献する意味で、2030 年度における吸収量の目標を今後どのように算出していくのか、スケジュールも含めて伺います。	**○　佐野森林海洋環境課長** ブルーカーボンによる吸収量についてでありますが、国は、本年４月に国連へ提出した温室効果ガスインベントリにおいて、藻場タイプ別の吸収係数等に基づき算出した令和５年度の吸収量を約 34 万トンと報告していますが、都道府県別の内訳は公表されていません。 このため、道では、ブルーカーボンの吸収量に関する国のインベントリ算定や計画について国から情報収集しているところであり、これらを参考に、道内の藻場による現状値を算出した上で、今年度中の目標値設定に向け検討を進めてまいります。
（二）Ｊブルークレジットについて 次にＪブルークレジットについて伺いますが、道としてはどのように支援してきたのか、北海道ブルーカーボン推進協議会などの果たす役割も含め、これまでの取組状況の成果と課題について伺います。	**○　佐野森林海洋環境課長** 取組状況の成果と課題についてでありますが、道では、ブルーカーボンの取組を推進するため、令和４年 11 月、国や試験研究機関、漁業関係団体の方々などを構成員とする「北海道ブルーカーボン推進協議会」を設置し、国の研究機関や、クレジット創出に取り組む団体などから最新の知見や事例を紹介いただき、漁業関係者や市町村の皆様に情報提供してきたところです。 また、道内におけるＪブルークレジットの認証実績は、令和４年度の増毛町における事例をはじめ、令和６年度末までに、延べ 18 件、2,182.8 トンとなっており、着実に取組が広がっております。 今後、更に取組を広げていくためには、クレジット制度や吸収量の算定手法といった専門的な知識の理解を深め、地域における取組を促していく必要があると認識しております。

質　問　要　旨	答　弁　要　旨
（三）ブルーカーボン推進のための人材育成などについて 専門的な知識の理解を含めていくためには、ブルーカーボン推進のための人材の育成などが必要だというふうに思いますけれども、どのように人材の育成を進めていく考えか伺います。	**○　佐野森林海洋環境課長** 人材育成などについてでありますが,ブルーカーボンの取組においては、取組の中心的役割を担う漁業者や漁協職員はもとより、市町村などの職員が、ブルーカーボンに関する知識を深め、意欲を持って取り組むことが重要でありますことから、道では、ブルーカーボンの仕組みやクレジット創出の取組事例に関する講演などを行うほか、地域が取り組む藻場保全活動への支援を行っているところです。 また、雑海藻駆除やウニの密度管理などの取組をモデルとして藻場による吸収量の算定手法等を整理したガイドラインの作成に取り組み、クレジットを取得しやすい環境づくりを進めているところです。
（四）多様な主体との連携について 次に、多様な主体との連携についてということで伺います。藻場面積を測定するにも、衛星画像、空中写真、ドローン、音響測量、海上からの目視、潜水からの目視など多様な手法があり、その精度によってCO2吸収量の評価が変わるとのことです。 せっかく世界初めてブルーカーボンによる吸収量をインベントリに提出したわけですから、庁内でいきますとＧＸ金融特区やＡＩ北海道会議、チャレンジフィールド北海道など、中央省庁も関連するあらゆるプラットフォームを活用して、ブルーカーボンの推進の実践モデルを北海道からつくっていくべきと考えますが、今後、どのように連携していく考えか伺います。	**○　佐野森林海洋環境課長** 多様な主体との連携についてでありますが、ブルーカーボンの効果的な推進に向けては、漁業関係者をはじめ、市町村や企業など幅広い関係者の参画による地域の特性を踏まえた取組が必要です。 このため、道では、関係者が連携、協働した取組を促進するプラットフォームの整備を進めることとしているほか、様々な機会を活用しながら、海域によって海藻の種類などが異なる本道の特性や道内の認証事例を広くＰＲし、企業等と各地の活動組織とのマッチングを図ることで、企業が有する技術などの活用も促しながら、多様な主体と連携したブルーカーボンの取組が活性化するよう進めてまいります。
（五）ブルーカーボン推進の目的のあり方について 最後になりますけれども、このブルーカーボン推進の目的のあり方について改めて伺っておきたいと思います。二酸化炭素吸収源としての目標設定については先ほど伺いまして、年内に出すということですけれども、どうしても北海道の取組の中で落ちてしまっているというふうに思うのが、ゼロカーボン推進の大きな本質は、地域脱炭素と併せて地域の持続的な発展をしていくということが大きなコンセプトになっています。ですから、CO2削減の目標のみならず、並行して、Ｊブルークレジットで生み出される資源が、藻場の再生にも繋がるような、例えば持続可能な安定した昆布漁業への繋がる循環を構築することも重要ではないかと考えます。 ブルーカーボン推進に当たっては、目標としてブルーカーボンに取り組む新たな人材の育成についての目標ですとか、昆布漁家後継者が増えるなどブルーカーボン推進による研究成果が昆布漁業などの持続可能な発展につなげていくべきと考えますが、見解を伺います。	**○　近藤森と海の未来づくり推進監** ブルーカーボンの推進についてでございますが、全国最大の藻場面積を有し、コンブ生産量が全国９割を占める本道におきまして、今後、全道的に取組を広げていくためには、漁業関係者をはじめ、市町村や企業など幅広い関係者の参画のもと、ブルーカーボン生態系として期待される藻場の保全･創造などの取組を推進していくことが重要と認識してございます。 このため、道では、昨年策定した「ブルーカーボンに関する取組の推進方向」に基づき、コンブを着生させるブロックの設置などによる藻場造成のほか、雑海藻駆除などの藻場保全活動への支援や先行事例の情報発信に取り組んでいるところでございます。 また、クレジットを取得しやすい環境づくりのため、藻場等による吸収量の算定手法等を整理したガイドラインの作成や、多様な主体が連携、協働した取組を促進するプラットフォームの整備を進めるなど、コンブ漁業をはじめとする水産業の振興とゼロカーボン北海道の実現に貢献するブルーカーボンの取組を推進してまいります。